

【別紙】訪問介護

令和6年6月1日付けの介護報酬改訂により、利用料及び利用者負担について下記のとおり変更になります。

サービス利用料及び利用者負担

介護保険の給付サービスを利用する場合は、利用者負担があり、その割合は所得等の状況により1~3割となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

下記の利用料金は、**1割負担の料金**の目安の金額となります。

○ 訪問介護費

<利用料金・特定事業所加算Ⅱ> (午前8時~午後6時)

身体介護	20分以上30分未満 (268単位) 280円	30分以上60分未満 (426単位) 444円	60分以上90分未満 (624単位) 651円	
身体・生活	—	身体(30分) + 生活(20分) (340単位) 355円	身体(30分) + 生活(45分) (411単位) 429円	身体(30分) + 生活(70分) (483単位) 504円
生活援助	20分以上45分未満 (197単位) 206円	45分以上60分未満 (242単位) 253円	—	—
初回加算	(1月につき + 200単位)	209円		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	105円		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	209円		
緊急時訪問介護加算	(1回につき + 100単位)	105円		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				
	(1月につき 総単位数 24.5%) × 10.42			
高齢者虐待防止措置実施 基準型				

* 基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時) 夜間(午後6時~午後10時)は25%増し、深夜(午後10時~翌朝6時)は50%増しとなります。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業費

訪問介護型サービス(Ⅰ)	(1176単位)	1,226円	要支援 1・2 週1回程度の訪問型サービスが必要な場合
訪問介護型サービス(Ⅱ)	(2349単位)	2,448円	要支援 1・2 週2回程度の訪問型サービスが必要な場合
訪問介護型サービス(Ⅲ)	(3727単位)	3,884円	要支援 1・2 週2回を超える訪問型サービスが必要な場合
初回加算	(1月につき + 200単位)	209円	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	105円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	209円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			
	(1月につき 総単位数 24.5%) × 10.42		
高齢者虐待防止措置実施 基準型			

《令和6年6月1日付け厚生労働省通知の改正案に基づいて作成しています》